

市民活動団体への支援



(1)(2)の詳細は、募集チラシをご覧ください。市ホームページからダウンロードできます。(3)は自治総合センターのホームページをご覧ください。申請時に聞き取りをしますので、事前に電話で申し込みのうえ、説明できる人が持参してください。

追加募集

(1)田川市さわやかまちづくり提案事業補助金

市では、市民活動団体が自主的に企画・実施する公益性のある活動に補助金を交付します。対象団体は、福岡県から認証を受けているNPO法人または満18歳以上の構成員3人以上で過半数が市民（市内に通勤通学する人を含む）により組織された団体です。活動拠点が市内で、規約などを定めていることが条件です。

- ①対象となる活動 実施計画や収支計画が明確で、市内で実施する事業であり、9月以降に開始し平成30年3月末までに完了のこと
- ②対象とならない活動 清掃活動（下記で募集）
- ③対象経費（条件がつく場合があります）

- ①外部講師などの謝礼・交通費・お茶代
- ②消耗品費③会場の灯油代など④印刷製本費
- ⑤会場の電気料⑥郵便料や保険料など
- ⑦会場使用料や車両機械などの賃借料
- ⑧備品購入費
- ④補助金の額 限度額は10万円で、補助額は1,000円未満切り捨て。申請は1団体1事業とし、同一団体への交付は通算5回まで。
- ⑤申込期間 8月15日(火)～9月15日(金)
- ⑥注意事項 審査会で補助金交付の可否を決定
- ⑦提出書類 補助金交付申請書、事業提案書、収支予算書、団体概要調書、団体の規約など

追加募集

(2)田川市美しいまちづくり広域清掃美化活動補助金

市では、広域で公益性のある清掃美化活動を実施する団体に補助金を交付します。対象団体は、福岡県から認証を受けているNPO法人または満18歳以上の構成員5人以上で過半数が市民（市内に通勤通学する人を含む）により組織された団体です。規約や会則などを定めてあり、目的や活動に清掃活動が必要で。

- ①対象となる活動 実施計画や収支計画が明確で、市道や市有地で実施する清掃活動であり平成29年4月～平成30年3月が対象
- ②対象とならない活動 自助的な活動、広域性や公益性が基準に満たない活動、他から補助など

- を受ける活動
- ③対象経費（条件がつく場合があります）
 - ①消耗品費（草刈り機替刃、軍手、用紙など）
 - ②夏季の水分補給費③草刈機類の燃料代
 - ④郵便料⑤備品購入費（草刈機類）
- ④補助金の額 活動範囲や頻度などで限度額や対象経費を定めている。限度額は①～④の計が5万円～50万円、⑤は条件により15万円まで。補助額は1,000円未満切り捨て。
- ⑤申込期間 9月1日(金)～15日(金)
- ⑥提出書類 補助金交付申請書、事業提案書、収支予算書、団体概要調書、団体の規約など

(3)(一財)自治総合センター コミュニティー助成事業

宝くじの社会貢献広報事業として、地域や組織が実施する活動への助成です。8月末～9月上旬に実施される募集に次年度の事業を申請します。※募集を実施しない場合もあります。

- ①主な助成事業
 - 【一般コミュニティ助成事業】対象は備品や設備の整備経費。ただし建築物、消耗品は対象外。助成金は100万円～250万円。
 - 【コミュニティセンター助成事業】対象は自治集会所などの建設整備経費。ただし土地の購入、建物などの撤去、外構経費は対象外。助成金は総事業費の3/5以内で1500万円以内。

- 【青少年健全育成助成事業】対象は主に親子で参加するスポーツやレクリエーション活動、文化や学習活動などに伴う経費。ただし、備品は対象外。助成金は30万円～100万円。
- ②申込方法 コミュニティー助成申請希望書と必要書類を田川市へ提出し、県を通じて申請。
- ③注意事項
 - ・申請が複数の場合は抽選で申請順位を決定
 - ・対象となる団体には一定の要件有り
 - ・自治総合センターが助成団体を決定
- ④自治総合センターホームページ
<http://www.jichi-sogo.jp/lottery>

